



接続約款変更届出書

西設相制第3号
平成30年7月31日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 540-8511

おおさかからおおさかしちゅうおうくばんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやしみつ

代表取締役社長 小林 充

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

| | |
|------|----------------|
| 実施期日 | 届出後、速やかに実施します。 |
|------|----------------|

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-11 その他の機能

| 区分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--------------|---|-----|------|-----|
| (1)~(22) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (23) 波長多重機能 | 光局内スプリッタにおいて、専らP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能 | 月額 | 168円 | — |

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-11 その他の機能

| 区分 | | 単位 | 料金額 | 備考 |
|--------------|---|-----|------|-----|
| (1)~(22) (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (23) 波長多重機能 | 光局内スプリッタにおいて、専らP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能 | 月額 | 202円 | — |

附 則 (平成30年7月31日西設相制第3号)

この改正規定は、平成30年7月31日から実施し、平成30年4月1日に遡及して適用します。